

改正健康増進法（2020年4月全面施行）の概要と条例のイメージ

類型	該当する施設	原則	例外的に設置できる喫煙場所
第一種施設	学校、児童福祉施設等	敷地内禁煙	「特定屋外喫煙場所」 (要件) ① 喫煙場所が区画されていること。 ② 喫煙場所である旨を記載した標識を掲示すること。 ③ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。
	病院、診療所、薬局等		
	行政機関の庁舎		
第二種施設	第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設 (事業所、工場、小売店、飲食店、宿泊施設 など)	屋内禁煙	「喫煙専用室」 (屋内の一部に設置できる) (紙巻き・加熱式ともに喫煙可能) (喫煙しかできない) 「指定たばこ専用喫煙室」 (屋内の一部に設置できる) (加熱式たばこしか吸えない) (喫煙以外のこと(飲食等)もできる) (喫煙室の基準) ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。 ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。 ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。
	既存特定飲食提供施設 次の要件をすべて満たすこと ・R2.4.1時点で営業している飲食店 ・個人又は資本金5千万円以下の会社が経営 ・客席面積100㎡以下	同上	【特例(経過措置)】※別に法律で定める日までの間(現在定めなし) 「喫煙可能室」 (屋内の全部または一部に設置できる) (紙巻き・加熱式ともに喫煙可能) (喫煙以外のこと(飲食等)もできる) 「屋内の全部」を喫煙可能室とした場合、従業員が受動喫煙にさらされる
喫煙目的施設	公衆喫煙所 喫煙を主目的とするバー等 ・たばこの販売許可が必要 店内喫煙可能なたばこ販売店	同上	「喫煙目的室」 (屋内の全部または一部に設置できる) (紙巻き・加熱式ともに喫煙可能) (喫煙以外のこと(飲食等)もできる)
罰則		施設管理権原者等・・・50万円以下の過料 喫煙者・・・30万円以下の過料	

【条例で対策】
「屋内の全部」を喫煙可能室としないよう努める
(2020年10月施行)

喫煙者	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙する場合は、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない(喫煙禁止場所を除く)。
上記施設の管理権原者	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙場所を定める場合は、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。 上記喫煙場所・喫煙室を設置する場合には、喫煙可能な場所である旨の掲示をしなければならない。
上記施設の管理権原者・管理者	<ul style="list-style-type: none"> 施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。 喫煙場所に20歳未満を立ち入らせてはいけない。

※管理権原者：施設における取組の方針の判断、決定を行う立場にある者

※管理者：事実上、現場の管理を行っている者